

関係事業主 殿

(一社) 中部労働技能教習センター
(一社) 中野労働基準協会

「高所作業車運転技能講習」長野会場のご案内

作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務には、労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第15号(就業制限に係る業務)により、高所作業車運転技能講習修了者でなければ従事することができません。つきましては、下記により高所作業車運転技能講習を実施しますので、この機会に受講されますようご案内致します。

1. 技能講習の日時 受付 午前7時45分～ 開講 午前8時

講習会日時(2日間)	締切日	講習会日時(2日間)	締切日
令和5年 4月 13日～14日	3月 29日	令和5年 10月 11日～12日	9月 25日
5月 1日～2日	4月 14日	11月 8日～9日	10月 24日
6月 1日～2日	5月 18日	12月 14日～15日	11月 29日
7月 18日～19日	7月 3日	令和6年 1月 5日～6日	12月 14日
8月 7日～8日	7月 21日	2月 1日～2日	1月 17日
8月 31日～9月 1日	8月 10日	2月 29日～3月 1日	2月 14日

2. 講習会場

学科及び (一社) 中部労働技能教習センター 長野会場
実技講習 長野市松代町東寺尾字観音前北 2681-3 TEL 026-278-9255

3. 受講資格等

受講料・テキスト代は消費税

コース別	受講資格等	所要時間	学科時間	実技時間	受講料	テキスト代
第1コース	① 移動式クレーン運転士免許をお持ちの方 ② 小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ※ ①・②のいずれかに該当	2日	6時間	6時間	38,500円	1,700円
第2コース	① 大型特殊自動車、大型・中型・準中型 又は普通自動車免許をお持ちの方 ② フォークリフト・ショベルローダー等、 不整地運搬車、車両系建設機械 (整地等)・(解体用)・(基礎工事用) 運転技能講習を修了された方 ※ ①・②のいずれかに該当	2日	8時間	6時間	39,600円	1,700円

4. 受講受付定員

30名（定員に達し次第締め切ります。）

5. 受講申込及び受講料納入

受講申込書に下記書類を添え、(一社)中野労働基準協会へお申込みください。

〒383-0013 中野市大字中野1863-1 電話:0269-22-2255 FAX:0269-23-0729

申込書は郵送、受講料・教材費は振込でも受け付けます。（振込先：八十二銀行中野支店 普通預金 381906）

- ① 写真1枚（縦3cm×横2.5cm）申込書に貼付して下さい。
写真は、申請前6ヶ月以内のもの
 - ◆正面、脱帽、上三分身、背景無地
 - ◆裏面に氏名、撮影年月日、受講種目名を記入
- ② 科目免除に該当する場合（免許所持者、他の技能講習修了者）には「運転免許証」や「修了証」の写しを添えて下さい。
- ③ 受講料・テキスト代
- ④ 外国籍の方（日本語の理解力が十分な方に限る）は、在留カード、旅券、住民票、特別永住者証明書のいずれかの写しを添付して下さい。
- ⑤ 旧姓・通称等を修了証に併記をご希望の方は公的な証明書のコピーを添付して下さい。

6. 当日の持参品

【学 科】 筆記用具 受講票 昼食

【実 技】 作業着 安全な靴 軍手 雨具 ヘルメット（ある方は持参）長めの靴下（ズボンの裾を入れる）墜落制止用器具（安全帯）印鑑（講習等最終日の修了証交付時に使用、なおサインでも可）昼食

7. 助成金制度を活用される皆様へ

・「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）（旧：建設労働者確保育成助成金）」が受けられます。

※ 制度のご利用には受講後の証明が必要になります。

申請に必要な証明書・カリキュラムは、中部労働技能教習センターに郵送すれば押印・同封の上、返送されます。

※ 支給申請には条件等が定められています。

また、年度途中でも制度の改正等がある場合がありますので、詳細をご確認ください。

・助成金についてのお尋ねは、

〒380-0935 長野市中御所1-22-1 厚生労働省 長野労働局

職業安定部 職業対策課 雇用指導部 ☎026-226-0866

なお、「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）」は、事業主の方から直接「職業対策課」へ連絡し、助成金申請に関する書類を取り寄せ手続きを行ってください。